

令和7年1月17日

新津第二中学校 保護者様  
結小学校・荻川小学校5・6年生 保護者様

新津第二中学校  
校長 貝塚 敦

## 今後の「部活動改革」に関する指針(案)配付について

寒風の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより、当校の教育活動にご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、既にご承知の通り、中学校でのこれからの部活動のあり方が、今後、全国的に大きく変わろうとしている時代を迎えました。お子様や保護者の皆様におかれましても、大きな関心事であると受け止めております。

今般、当校における令和7年度からの部活動の方向性【次ページから4ページ：今後の「部活動改革」に関する指針(案)】についてまとめました。本日、紙媒体と本メール配信双方で、ご案内させていただきますので、ご査収の上、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

尚、両小学校6年生保護者の皆様には2月6日(木)・7日(金)実施の入学説明会時、中学校1・2年生保護者の皆様には3月10日(月)・11日(火)実施の学年保護者会時に、本内容につきまして口頭でも説明させていただく予定であります。

質問等につきましては、その際にも受け付けさせていただきます。

入学説明会・学年保護者会当日は、配付の本指針(案)のプリントを持参いただくか、データで確認できるようなご準備をよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ>  
新津第二中学校  
主幹教諭 寺田 敬史  
電話 0250(22)0741

# 新津第二中学校 今後の「部活動改革」に関する指針(案) 【保護者・地域配付用】

新潟市立新津第二中学校  
校長 貝塚 敦

## 1 はじめに

### (1) 当校の部活動等の現状

- ◇令和6年度の全校生徒数(12月末現在)598名中、部活動加入生徒数476名、加入率約80%(運動部約67%、文化部約13%)である。新潟市全体の平均加入率は70%程度であり、部活動に加入している生徒数及び同規模校比の加入割合は、市内でも最上位に位置する。
- ◇設置部活動数は全部で15(陸上・バドミントン・バスケ男子・バスケ女子・野球・卓球・剣道・柔道・サッカー・バレーボールソフトテニス・吹奏楽・美術・茶道・理科創作)
- ◇部活動の外部指導者がいるのは、柔道・剣道・茶道(教育委員会からの公的配置)、バドミントン・サッカー(私的ボランティア)の各部である。
- ◇校外の民間のスポーツ・文化芸術団体での多種多様な競技・活動に取り組んでいる生徒(サッカー・水泳・新体操・硬式テニス・ラグビー・ダンス・キックボクシング等)も多く、それらの生徒も含めれば、塾等の習い事以外の放課後活動者率は90%を超える。(その中で、学校名義で中学校体育連盟主催大会に出場したのは、令和6年度は、水泳・新体操・硬式テニスであった。)
- ◇どの部も生徒の活動は活発で、顧問教職員の指導も熱心である。部活動を通して人間的成長を遂げている生徒、集团的成長を遂げている部活動は多い。
- ◇心の教育、人間関係づくり、教職員の生徒理解等々、部活動の教育的意義は大きい。
- ◇令和6年度の部活動の活動終了時刻は、原則、前期17:30、後期17:00(6限授業日)としている。

### (2) 部活動改革とは

- ◇「地域連携」:部活動を補完するため、地域から、指導者や施設等の人的・物的支援を受けること
- ◇「地域移行」:部活動ではなく、「地域クラブ」活動として、地域でスポーツや文化芸術活動ができる機会がある状態
- ◇「地域展開」:スポーツ庁・文化庁の有識者会議により、学校で運営されてきた活動を地域全体で支える趣旨をより鮮明にするため、「地域移行」からの変更を検討されている名称
  - ※1 部活動改革そのものが、部活動廃止ありきではない。
  - ※2 「地域クラブ」とは、部活動ではなく、また、民間のスポーツや文化芸術のクラブや団体とは異なる、非営利目的で子どもたちのスポーツや文化芸術活動のために活動する団体。「地域」とは、中学校区や行政区単位を意味するものではない。また、「地域」に属する関係者とは、当該関係保護者や教員含めた総括的な人材である。
  - ※3 上記スポーツ庁・文化庁の有識者会議では、令和5~7年度を「部活動改革推進期間」、令和8~13年度を「部活動改革実行期間」と位置付けている。

### (3) 部活動改革の背景

最大の要因は全国的な少子化の深刻化

- ・1部活動あたりの部員数の減少  
(特にチームスポーツでの部員数不足、大会に出られない・練習試合等ができない等)
- ・中学校における部活動設置数の減少 (やりたい部活動が学校にない 等)

## 2 部活動改革の方向

### (1) 国(スポーツ庁・文化庁)の方針

子どものスポーツや芸術活動等の機会を守る 地域の子どもは学校を含めた地域で育てる

- ・地域で多様な活動を楽しめる ・有資格者や専門性のある指導者 ・学校を越えた仲間の獲得
- ・スポーツに限らない多様な体験 ・多様な世代との豊かな交流 ・引退後も継続したスポーツ機会

(2) 新潟市の方針

令和8年4月から

- ① ・平日の部活動は、勤務時間終了時刻までとする。
- ・休日の部活動は、実施しない。



教職員が部活動に従事できるのは平日の勤務時間内のみ

部活動そのものがなくなるわけではない（設置の判断は各学校）⇒ ★当校は「部活動」存続

- ② 「地域クラブ」に対して、新潟市は「中学生のための地域クラブ活動団体リスト掲載を推奨（募集）」

＜団体リストへの掲載のメリット＞

- ・補助金を申請できる（指導者謝金・研修受講料の各 1/2 を補助）→会費（保護者負担の軽減）
- ・中学校施設での活動が可能 ・活動の詳細が広く周知され会員増が期待



＜中学校施設の利用＞

- ・新潟市は、「地域クラブ」の活動のために、中学校施設をジュニア（中学生主体）専用枠として開放
- ・開放時間は、平日 17:00～19:00、休日 19:00 までの時間帯で、消耗品等は活動団体が用意
- ・中学校施設を利用できる「地域クラブ」は、上記の、新潟市の「中学生のための地域クラブ活動 団体リスト」掲載団体のみ
- ・「中学生のための地域クラブ活動 団体リスト」への掲載は、掲載基準が満たされれば随時可能。

＜「地域クラブ」団体規約項目例＞

- |        |        |                      |             |
|--------|--------|----------------------|-------------|
| 1. 名称  | 2. 事務局 | 3. 目的・ねらい・方針         | 4. 活動の種類・内容 |
| 5. 会員  | 6. 入会  | 7. 事務局業務手当、指導者・講師謝礼金 |             |
| 8. 参加費 | 9. 役員  | 10. 事務局              | 11. 管理責任    |
|        |        |                      | 12. 保険加入    |
| 附則     |        |                      |             |

- ・中学校施設をジュニア（中学生主体）専用枠の調整は、新潟市が実施予定（利用許可権限は市教委）。（よって当校生徒を母体、または当地域中心の「地域クラブ」だからといって優先的に利用できるわけではない。逆に、他の中学校施設を利用できる場合もある。）
- ・校舎内でのアラームセットや解除等を含む施設管理体制についての課題は、各校との調整が必要

- ③ 教員が「地域クラブ」活動の指導者等（自身の勤務校に限らず）として従事することは可能

- ・報酬を受け取る場合は、勤務校の校長に相談し、兼職兼業の申請により市教育委員会の許可を得る。
- ・報酬はその「地域クラブ」の団体規約に定められたものとする。
- ・勤務時間外にボランティアで指導に関わる場合は、許可は不要。

- ④ 市教育委員会主導で、今後継続して、「地域クラブ」団体リスト掲載の募集や指導者リスト作成を推進

	部活動	「地域クラブ」活動
<p>国(スポーツ庁)がこれまで推進してきた 令和5年度からの部活動改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が主体となって行われる活動</li> <li>・学校の中で実施</li> <li>・複数校でまとまって一つの部活動を行う合同部活動や、部活動指導員等の地域の人材活用を推奨 <b>地域連携</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となって行われる活動</li> <li>・市民体育館、公民館、学校体育 施設など、多様な場所で実施 <b>地域移行</b></li> <li>・多世代・多種目な活動</li> </ul>
<p>新潟市では、地域連携・地域移行、「地域クラブ」活動の広がり の充実を推進</p>		
<p>令和8年度から の新潟市の方針</p>	<p>平日の 16:40 までの 学校での活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動時間帯以外(平日 16:40～19:00、休日 9:00～19:00)に、中学校施設を使用する場合には、新潟市の団体リストに「地域クラブ」としての団体掲載が必要</li> <li>・地域クラブの中学施設利用(ジュニア枠)の利用調整は新潟市が行う。 ※当校体育館やグラウンドを、当校生徒と関係のない団体が利用することもあり得る。</li> </ul>

### 3 当校の方針

#### (1) 令和8年度から

##### <学校体制>

◇部活動の設置は継続する。 ◇部活動は平日 16:40 までである。

◇各部やその競技の実情やその後の見通しによっては、4月に新入生の募集をかけない場合がある。

- ・新2・3年生の人数等や、事前に把握している新入生の入部見込み予想等から判断して、特に、その年度以降単独のチーム編成等が困難、または他の方法等での大会等への参加が困難。
- ・既に「地域移行」が具体的に進んでおり、または完全に地域移行が図られている競技であり、あえてその部活動の学校設置の必要性が認められない。
- ・その競技の事情により、特に中体連の大会への参加等の関係で、部活動設置を必要としない。

##### <生徒>

◇部活動への在籍（参加）は、本人の希望制とする。

◇「地域クラブ」活動団体（市の団体リスト掲載の有無にかかわらず）に所属することも、その他の民間のスポーツ・文化芸術のクラブや諸団体に所属して活動するのも、個人の自由である。

◇「地域クラブ」活動団体（市の団体リスト掲載の有無にかかわらず）に所属していても、部活動への参加は可能である。ただし、校外の民間のスポーツ・文化芸術団体で主として活動している生徒の、同競技による部活動への所属、中学校体育連盟主催大会への中学校名義での参加については、今後の該当競技等や大会等の規約にそって個別に判断する。

#### [生徒の放課後の基本的活動パターン]

	15:00～16:00 頃	16:40(17:00)	18:30(19:00)
1	授業等	下校（在家、他の校外の活動 等）	
2	授業等	部活動 教員が指導・見守り	活動なし→下校（在家、他の校外の活動 等）
3	授業等	部活動 教員が指導・見守り	「地域クラブ」活動 A：保護者見守り B：保護者見守り＋地域指導者 C：地域指導者 D：保護者見守り⇒地域指導者
4	授業等	「地域クラブ」活動 A：保護者見守り B：保護者見守り＋地域指導者 C：地域指導者 D：保護者見守り⇒地域指導者	
5	授業等	下校 （在家、他の活動 等）	「地域クラブ」活動 A：保護者見守り B：保護者見守り＋地域指導者 C：地域指導者 D：保護者見守り⇒地域指導者
6	授業等	校内で活動 （自習・読書 等）	「地域クラブ」活動 A：保護者見守り B：保護者見守り＋地域指導者 C：地域指導者 D：保護者見守り⇒地域指導者

※1 「地域クラブ」の活動は、平日2時間以内

※2 「地域クラブ」の活動場所は、主として、中学校施設の他、コミセン施設を想定

##### <教職員>

◇部活動の指導は平日 16:40 までのみとする。

◇自身が勤務する学校であるなしに関わらず、「地域クラブ」活動に指導者等に関わり謝礼金等を受け取る場合には、兼職兼業の届け出を教育委員会に行い許可を得る。ただし、勤務時間外にボランティアとして指導者等に関わる場合には許可は不要である。

## <保護者・地域>

- ◇生徒の実態や保護者・地域等の要望で、部活動組織を母体として、平日 16:40 以降や休日に活動する場合には、「地域クラブ」活動団体として活動する。中学校施設を利用するためには、新潟市への掲載申請を行い、具体的な要件を満たしていることにより、団体掲載が認められることが必要である。
- ◇部活動組織を母体とする「地域クラブ」活動に、部活動の顧問が指導者として就くことやその条件等については、双方の合意にもとづき、当該「地域クラブ」活動団体の規約に沿うものとする。
- ◇部活動組織と全く関連のない「地域クラブ」活動として活動する場合の手続きも、上記と同様である。

## (2) 令和7年度

### <学校体制>

- ◇令和8年度からの本格的な「地域移行」を見据えた学校体制を図る。

- ・平日の部活動終了時刻は 16:40。ただし平日のそれ以降の活動(総活動時間 2 時間まで)、及び休日等の活動については、新潟市のガイドライン遵守のもと、下記★の条件が整えば活動を認める。
- ・放課後の部活動時間の確保に向けて、体育館利用部間による曜日ごとの利用割当等を見直す。
- ・必要ならば、部活動を母体とする「地域クラブ」の立ち上げ検討に必要な支援を行う。
- ・各部やその競技の実情やその後の見通しによっては、4月に新入生の募集をかけない

### <生徒>

- ◇これまで通り、部活動への在籍は自由とする。
- ◇令和6年度末に令和7年度に関する自身の部活動加入への参加態様を考える。

**令和7年3月13日(木) アンケート調査(※予備調査であり正式なアンケート調査は4月に実施)**

- ・部活動に在籍するか否かの希望、在籍するならば何部にするか。
- ・平日は、16:40 までしか活動をしないのか、16:40 以降も活動があれば活動したいのか。
- ・休日の部活動には参加したいかどうか。
- ・各種大会やコンクール等には、積極的に参加したいのかどうか。

など

### <教職員>

- ◇原則、部活動の指導は平日 16:40 までとする。
- ◇16:40 以降の部活動延長は、部員の大多数(少なくとも部員の 2/3 以上が目安)が 16:40 以降の活動を望んでいる、かつ、顧問が、16:40 以降の指導が可能(指導を希望している)場合に認められる。(★)

### <保護者>

- ◇16:40 以降の活動を希望し、また、休日等に大会・練習試合等に参加したい部員が多い(少なくとも部員の 2/3 以上が目安)にもかかわらず、指導・立ち合い(見守り)ができる教職員や外部指導者を配置できない場合で、16:40 以降も活動を続けたい休日等に活動がしたいという部活動生徒・保護者の総意があるならば、次の内容を顧問とともに検討する。
- ・「地域クラブ」活動団体として新潟市に団体リスト掲載申請を行い、「地域クラブ」の団体規約に則った活動の立ち上げを図る。
- ・規約を定めた「保護者会」があれば、保護者会として指導・見守り体制を構築する。

## 4 今後の予定

- ◇ 1月17日(金) 本指針案 中学生及び両小学校5・6年生家庭に配付
- ◇ 2月 6日(木) 本指針案 新入生保護者へ内容説明① <結小学校6年保護者入学説明会>
- ◇ 2月 7日(金) 本指針案 新入生保護者へ内容説明② <荻川小学校6年保護者入学説明会>
- ◇ 2月13日(木) 本指針案 各部保護者代表者・各部外部指導者等へ内容説明  
★各部保護者代表者(1・2年保護者各1・2名)、外部指導者(部活動エキスパート、サポーター、ボランティア指導者等)へ案内
- ◇ 2月15日(土) 本指針案 地域へ内容説明 ★荻川コミ協役員・自治会長等へ案内
- ◇ 3月 5日(水) 令和7・8年度の部活動の「地域移行」概要を1・2年生に説明 <全校朝会>
- ◇ 3月10日(月) 令和7・8年度の部活動の「地域移行」概要説明 <2学年保護者会>
- ◇ 3月11日(火) 令和7・8年度の部活動の「地域移行」概要説明 <1学年保護者会>
- ◇ 3月13日(木) 令和7年度の部活動に関する中学1・2年生、小学6年生へのアンケート実施